

ドイツの対中通商政策と ヴェルサイユ=ワシントン体制の急旋回

——1928-1931年

工藤 章

はじめに

- 1 独中関税条約調印の衝撃
- 2 独中通商関係の悪化

おわりに

はじめに

ドイツはヴェルサイユ体制——1924年のドーズ案によって修正されたそれ——の下、金本位再建、産業合理化、賠償履行政策というヴァイマルの総路線を歩んだが、通商政策は産業合理化と賠償履行政策をつなぐものとして重要な役割を担うことになった。対東アジア通商政策も再始動した。それはヴェルサイユ=ワシントン体制の下、ただしそのアウトサイダーとして、しかも大戦前のような政治・軍事力の裏付けを欠くものとして遂行された。ドイツの対東アジア外交は理念的にはアメリカの提唱する「門戸開放」に賛同し、中立を堅持するものであった。通商政策もその方針に従った。

1925年10月に開催された北京関税特別会議は、ワシントン会議で課題として残された、中国の関税改定を目的とするものであった。中国およびアメリカそれぞれのイニシアティヴにより、ドイツにはオブザーヴァー参加および9カ国条約への加入——それにとまなう会議への正式参加——の可能性があったが、その動きは頓挫し、結局、ドイツは外部から会議を観察することになった。その際のドイツの観察対象は列強それぞれの動きにあり、列強の政策上の差異に着目することになった。その根底には、どの列強に追随するか——アメリカか、イギリスか、日本か——という意識があった。

北京関税特別会議において、列国は中国の要求に応じ、その関税自主権の回復を承認したが、すでに1921年の協定において関税自主権を承認していたドイツが着目したのは、それよりも関税率それ自体であり、とくに中国が関税自主権を回復するまでの暫定期間中の関税率であった。この点をめぐっては、日本が2.5%水準に固執したが、ドイツ公使ボイエ（Adolf Boyé）の見方によれば、日本は「独自の立場」をとり、「独自の役割」、そして「独自の計画」を追求した。その結果、ドイ

ツの観察では、米英対日本という対立構造が鮮明になった。

会議が無期休会となった後、1926年9月、国民政府は内実においてワシントン条約で約束された付加税と異なる付加税の徴収を通告し、10月にはこれを実施した。これに対して、イギリスは海関をめぐる自らの利害を擁護することを目指して「独自の政策」を追求し、さらにアメリカは中国に好意を示す単独行動をとった。アメリカの動きはドイツが北京会議開催以前からとくに注目していたところであったが、その新たな単独行動はドイツのさらなる関心を惹いた。追従すべき列強はどこかというドイツの潜在的な意識がいまや顕在化した。1927年4月の時点では、日本はドイツの視界から消えつつあり、アメリカとイギリスが残った。

1928年7月末、アメリカが対中関税条約調印を果たすと、ドイツは即座にそれに追従し、8月に独中関税条約——その後通商協定と改称された——の調印に漕ぎ着けている。この独中関税条約調印は、9カ国条約締結国がごぞつて同種の対中関税条約を結ぶ潮流を加速し、ヴェルサイユ=ワシントン体制の急旋回をもたらした。それは日本の対中交渉の遅れとその結果としての孤立を際立たせることにもなり、結果として東アジア域内における緊張を高めることになった。

以上が前稿において明らかにしたことである⁽¹⁾。

これを受け、本稿では次の課題を設定する。ひとつは、日中間の関税協定締結交渉について、ドイツの対東アジア通商政策との関連においていますこし立ち入って見ることである。いまひとつは、ヴェルサイユ=ワシントン体制の急旋回がドイツ自身にも跳ね返り、ドイツの対中通商政策が窮地に陥る過程を明らかにすることである。

1 独中関税条約調印の衝撃

(1) 列強の対中関税条約調印

独中関税条約の調印からまもない8月末、駐華公使ボルヒ（Herbert von Borch）はベルリンに宛てて調印に対する上海外交団の反応についての詳細な報告を送った。そのなかでボルヒは、イギリス公使ランプソン（Sir Miles Lampson）が自らとの会話のなかで、「貴殿はきわめて巧みに成し遂げた。」（You have done extremely well.）と述べ、ドイツがアメリカとは異なって譲歩なしに最惠国待遇を得るという成果を挙げたことを賞賛し、また対中関税問題でドイツが他の列強と「同じ立場に」（in the same boat）あることを評価したと記している⁽²⁾。このイギリス公使の評価は、ドイツがすでに1921年の時点で譲歩をしていたことを考慮すれば、いささか過大であったが、それでもなおアメリカとの違いを強調している点は重要である。この点は、イギリスが米中条約調印の報に衝撃を受け、アメリカの方針にきわめて厳しい評価を下していたことを想起すればおよそ了解

(1) 工藤章「ドイツと東アジア——1928年独中関税条約とヴェルサイユ=ワシントン体制の急旋回」和田春樹・後藤乾一・木畑洋一・山室信一・趙景達・中野聡・川島真編『岩波講座東アジア近現代通史 第4巻 社会主義とナショナリズム——1920年代』岩波書店、2011年、同「北京関税特別会議とドイツの通商政策——東アジア外交におけるアメリカへの追従」田嶋信雄・工藤章編『ドイツと東アジア 1890-1945』東京大学出版会、2017年。

(2) Borch an Auswärtiges Amt, Nr. 2064, 27. August 1928, Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes R65495. 以下、Auswärtiges AmtをA Aと、Politisches Archiv des Auswärtigen AmtesをPAAAと略記する。

できよう。

同じ報告書のなかで、ボルヒはこれまで慎重であった他の列強がただちにドイツの先例を追うことになると観測していた。そしてこの観測が正しかったことはまもなく証明された。各国はこれを好機と見、こぞって中国との関税条約締結のための交渉に入ったのである。外交部長王正廷はドイツ側に対して後述するような条約批准の遅れについて説明して了解を得る際、その理由のひとつとして、イギリス、フランス、オランダ、スウェーデン、ポルトガルの各国との関税・通商条約についての折衝に忙殺されていることを挙げていた⁽³⁾。このほか、ドイツ外務省の史料には、交渉相手としてイタリア、ベルギー、デンマーク、ノルウェーの名が登場する⁽⁴⁾。中国側の発表では、1929年1月初めの時点で、ドイツ、アメリカ、フランス、オランダ、スウェーデン、ノルウェーとの条約が批准されていた⁽⁵⁾。

こうして、イギリスをはじめとする諸国は雪崩を打って対中通商・関税政策の方針を転換させ、中国の関税自主権の承認に踏み切った。ワシントン体制は急旋回した。ただし、アメリカに最も早く追随したのは、9カ国条約締結国ではないドイツであった。イギリスなどの9カ国条約国は、まずアメリカの条約調印に衝撃を受け、次いでドイツの条約調印にあらためて衝撃を受けた。雪崩を打っての対中条約調印はその結果だったのである。

1924年8月にアメリカの主導により段階的に修正されたヴェルサイユ体制の下、この体制のアウトサイダーからインサイダーへと転換したドイツは、1928年8月における独中関税条約の調印によってワシントン体制のアウトサイダーからインサイダーになった。それはまた列強の対中国政策の転換をもたらす要因となった。1928年独中関税条約は、東アジア規模でのワシントン体制の急旋回の一契機となったのである。

同じ頃、ヴェルサイユ体制もまたその経済的な基礎が揺らぎ始めた。アメリカ株式市場の活況からドル資金がアメリカに還流したため、ドイツ経済はすでに1928年秋を境に下方に転換し始めていた。その結果、ドイツの対英仏賠償支払いが困難になり、さらに英仏は対米戦債返済に困難を覚えるようになっていた。こうして「修正されたヴェルサイユ体制」を支える経済的基礎が崩れ始めた。この結果、ヴェルサイユ＝ワシントン体制の急旋回が開始されたのである。

ワシントン体制急旋回のいまひとつの契機となったのは、中国の攻勢である。1928年10月1日、国民政府は翌1929年1月1日以降「国民関税」を実施すると宣言した。さらに、12月6日には海関輸入税税制を1929年2月1日に施行すると公布し、英米伊日など8カ国に通告した。そして1929年2月1日、国民政府は新輸入税率の実施および輸出付加税の増徴を通告した。他方、1928年10月10日に国民政府主席に就任していた蒋介石は、1929年1月1日、3年以内に不平等条約を

(3) Erdmannsdorf an AA, Telegramm, 21. Dezember 1928, PAAA R65495. 英中交渉について、久保亨『戦間期中国〈自立への模索〉——関税通貨政策と経済発展』東京大学出版会、1999年、31-35ページ、参照。

(4) Fischer an AA, Telegramm, 29. Oktober 1928, PAAA R105587; Fischer an AA, 12. November 1928, PAAA R9208/2473; Fischer an AA, Telegramm, 24. November 1928, PAAA R105587; Fischer an AA, Telegramm, 28. November 1928, PAAA R105587.

(5) General Executiv Komité stimmt gestern sämtlichen neu abgeschlossenen Tarifverträgen zu, Min-kuo Shin-pao, 10. Januar 1929, PAAA R9208/2473.

廃棄すると発表した⁽⁶⁾。新輸入税率については、1928年12月、王正廷がドイツ公使館員に対して1929年2月1日までに発効させる意向を表明していた⁽⁷⁾。

この間、1928年11月3日にはアメリカが、12月10日にはイギリスが、南京国民政府を承認していた⁽⁸⁾。

こうして、勢いを得た中国は、関税条約の締結に続き、そして不平等条約の廃棄、新たな通商条約の締結に向かって攻勢を強めた。その圧力を最も強く受けることになったのは日本である。

(2) 日中関税協定締結交渉：日本の遅れと孤立

ドイツと中国が関税条約の締結を目指して交渉を進めているさなか、さらには途中からはこれと並行して通商条約交渉をも開始しようとしている頃、ベルリンでは日本大使館参事官(Botschaftsrat)重光葵がすくなくとも3度にわたりドイツ外務省を訪れ、独中交渉の細部について情報を収集していた。重光は「ドイツ派」として外務省に入ったが、欧州開戦時のドイツ軍のベルギー中立侵犯を批判して「ドイツ離れ」し、「羨望と競争心を抱きつつ、英米アングロサクソンを強烈に意識する」ようになった。さらに本多熊太郎との接触から中国問題に関心を持つようになった⁽⁹⁾。1925年北京公使館一等書記官となり、北京関税特別会議では主席書記官として準備に当たった。また日清条約改定交渉にも携わった。その後、1928年6月から12月までの半年間、ベルリンに赴任していた⁽¹⁰⁾。

関税条約交渉を開始した後、ドイツ外務省はこの事実を日本大使館に対して伝えていた。これを受け、8月16日——条約調印の前日にあたるが——、日本大使館員がドイツ外務省を訪ね、連絡を受けたことにつき大使の謝意を伝達した後、交渉の詳細について尋ねた。その館員は日本側の方針を示唆し、政権を承認する意思がないゆえ交渉は非公式のものとなろうと述べた⁽¹¹⁾。文書にはこの館員の名前は記されていないが、それが重光であったことは間違いなからう。次に、条約調印が公表された後、重光はあらためてドイツ外務省を訪ねた。このとき応対したのはディルクセン(Herbert von Dirksen)である。重光は条約調印は事実上(de facto)の国家承認を意味するのかと問い、さらに、それは法的な(de jure)それにならざるをえないであろうと述べた。これに対してディルクセンは、事実上の承認であることは否定しなかったが、それを法的なものとするにはあらためて交渉が必要となろうと答えた。この点について重光は、アメリカは法的承認の意向であると述べている⁽¹²⁾。さらに、通商条約交渉が開始された後の10月24日、重光は外務省に3度目の

(6) 後藤春美『上海をめぐる日英関係 1925-1932年——日英同盟後の協調と対抗』東京大学出版会、2006年 (Harumi Goto-Shibata, *Japan and Britain in Shanghai, 1925-31*, London: Macmillan Press, 1995), 192 ページ。

(7) Erdmannsdorf an AA, Telegramm, 6. Dezember 1928, PAAA R105377.

(8) 後藤, 前掲, 191 ページ。

(9) 武田知己『重光葵と戦後政治』吉川弘文館, 2002年, 46-48, 52 ページ。引用は46 ページ。

(10) 重光葵『重光葵外交回想録』毎日新聞社, 1953年, 52-54 ページ, 武田, 前掲, 60-64, 67 ページ。

(11) Aufzeichnung, 16. August 1928, PAAA R65495 (無署名)。

(12) Borch an AA, Telegramm, 9. August 1928, PAAA R105587; Dirksen an AA, 25. August 1928, PAAA R65495.

足を運ぶ。応対したのはミヘルゼン (Erich Michelsen) であった⁽¹³⁾。

このように、重光はドイツ外務省から独中交渉についての情報を得ていた。情報の内容は不明であるが、デルクセンとのやりとりからは会談は相当立ち入ったものであったことが窺われる。ただし、一方で、この情報が東京の本省でどのように扱われたのかは不明である。他方、ドイツ側は、上海の日本領事館員との接触、ベルリンでの重光との接触から、日本がドイツに追随するものと観測していたと思われる。事実、独中関税条約の調印に対して、駐華公使芳沢謙吉は最恵国待遇の保証を獲得したことをドイツ外交の成果と評価し、祝辞を述べていた⁽¹⁴⁾。さらに、芳沢は上海総領事矢田七太郎とともに対中外交路線の修正を本省に具申ししていた⁽¹⁵⁾。芳沢の祝辞はたんなる外交辞令ではなかったのである。

1928年9月23日、上海総領事矢田と財政部長宋子文との間で関税交渉が開始され、その後中断を挟みながらも続けられた。これを受け、上海のドイツ総領事館では、日本総領事館は進展を期待していると観測していた⁽¹⁶⁾。12月にドイツ上海総領事館が本省に送った報告では、日本の上海総領事館の館員からの情報として、日本政府は新関税率を承認する意向であること、ただし自主関税ではなく暫定関税率 (Zwischentarif) とし、かつ不確実債権 (ungesicherte Anleihen) を中国側が承認することが条件であることを伝えている。そして、交渉はまもなく妥結に至るとの見通しを示していた。さらに、日本側は関税自主権、関税条約という個別の問題の解決よりも一般的な条約締結を優先するという考えであることも伝えている⁽¹⁷⁾。年明けには、新任の駐日ドイツ大使フォーレチ (Ernst Arthur Voretzsch) も交渉は進展するものと観測していた⁽¹⁸⁾。

事実、1929年1月30日、双方が妥協して交渉が妥結し、南京において芳沢と外交部長王正廷との間で公文が交換された。ただし、日本側はまだ中国の関税自主権を完全には承認していない⁽¹⁹⁾。

6月3日、田中義一内閣は国民政府の承認に踏み切った⁽²⁰⁾。米英から遅れること半年である。関税自主権の承認に先だつての政府承認は、政府承認を関税交渉上の武器として用いる可能性が閉ざされたことを意味していた。

1930年1月、重光が上海に赴き宋子文との間で交渉を開始した。2月末、交渉が妥結し、3月12日、両者は日中関税協定に仮調印した。日中関税協定の正式調印は5月6日である。日本側は特定

(13) Michelsen und Trautmann, Aufzeichnung, 24. Oktober 1928, PAAA R65495. これらの活動について、重光はベルリン駐在時期に関する回想のなかで触れていない。重光、前掲、56ページ。管見のかぎりでは重光のほかの著作でも同様である。

(14) Borch an AA, 4. September 1928, PAAA R65495.

(15) 久保、前掲、29-30ページ。

(16) Fischer an AA, Telegramm, 19. Oktober 1928, PAAA R105377.

(17) Erdmannsdorf an AA, Telegramm, 11. Dezember 1928, PAAA R65495.

(18) Voretzsch an AA, Telegramm, 14. Januar 1929, PAAA R105377.

(19) 1928年から1929年にかけての関税交渉について、久保、前掲、35-40ページ、後藤、前掲、192-194ページ、参照。

(20) 後藤、前掲、191-194、198ページ。

品目の税率規制という条件付きで中国の関税自主権を承認した⁽²¹⁾。これを受け、中国は5月12日、新輸出関税を公布し、6月1日、これを実施に移した。

条約調印国が雪崩を打って対中関税条約を締結し、ワシントン体制の急旋回が生じているなか、日本は関税条約ないし関税協定の締結、関税自主権の承認において、そして国家承認においても、列強のなかでは最も遅かった。その結果として日本は列強のなかで孤立した⁽²²⁾。その背景には、通商条約問題、外債償還問題があり、さらにこの間生じた南京、漢口、済南の3事件、とくに日中に固有の済南事件が横たわっていた。済南事件によって中国の世論は反英から反日に転換していたのである⁽²³⁾。

振り返ってみれば、北京関税会議を観察していたドイツ外交団の目には、日本がすでに関税交渉それ自体において孤立しつつあると映じていたが、関税交渉はいまや通商条約交渉、外債償還交渉、そして済南事件をめぐる交渉と絡み合い、孤立の度は深まりつつあった⁽²⁴⁾。

ただし、重光が陣頭に立った対中通商関税交渉はあくまでも外交交渉として遂行された。これを「日本外交の軍事化」と決めつけることはできない⁽²⁵⁾。たしかに、重光は満洲事変勃発以前の時期にすでに軍事力の行使を容認する考えを持っていたとする解釈が成り立つのかもしれない⁽²⁶⁾。ただ、その解釈は重光が満洲事変勃発後に国際連盟への抗弁を想定して書き、1931年12月に刊行さ

(21) 久保、前掲、57-62ページ。日本側の交渉の主たる担当者は、当初から一貫して重光であった。武田、前掲、69-81ページ。重光自身、『重光葵外交回想録』前掲で当該交渉に「五 日シ関係の転回」「六 幣原外交」の2章を充てている。

(22) 久保、前掲、35ページ。

(23) より広い視野から中国の世論の反英から反日への転換を見た次の指摘を参照。「1928年5月から8月は、イギリス、日本、中国3国間の関係において分水嶺となった。……12月メモランダム、蒋介石の反共クーデター、そして済南事件という三つの要因が合わさって、中国の世論はついに反日に転換した。イギリスはもはや中国において『悪の権化』ではなくなり、この時から日本が一番の攻撃対象となった。／さらに二つの出来事が中国人をいっそう怒らせることとなった。一つは張作霖爆殺の真相が知られたこと、もう一つは日中通商条約廃棄問題である。」後藤、前掲、153-154ページ。済南事件の解決、通商条約締結交渉を含む交渉の全体について、服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交 1918-1931』有斐閣、2001年、263-278ページ、小池聖一『満洲事変と対中国政策』吉川弘文館、2003年、第5、6、7、8章、参照。

(24) 幣原外交についてはさまざまな評価がなされているが、ドイツ外交団から見たかぎりでは、服部の次のような評価が妥当である。「北京関税特別会議での幣原外交は、経済的利益に固執するあまり柔軟な協調政策を見失っており、経済主義的側面においては相当に自主外交的であったことは否めない。その背後には、加藤首相の後押しがあったと推定される。加藤は会議初期の時点において、『中国の関税自主権回復は専ら日本への打撃となるのであり、会議の成果が乏しければ日本に有利になる』と、『驚くべき率直さで』エリオット駐日英国大使に語っていたのである。」服部、前掲、166-167ページ。「ここでの幣原は経済的な利益に固執するあまり、柔軟な協調政策を見失っていた。付加税問題への対処にみられるように、概して幣原の秩序構想は、ワシントン会議における決議の枠内にとどまるものであった。仮に幣原が、米英とともに増徴の容認に踏み切っていたら、北京政府は財政基盤の安定化を進められたのかもしれない。」服部龍二『幣原喜重郎と二十世紀の日本——外交と民主主義』有斐閣、2006年、104ページ。

(25) ラーテンホーフは1928年の時点での通商関税交渉について「日本外交の軍事化」(Militarisierung der japanischen Außenpolitik)と評価している。Udo Ratenhof, *Die Chinapolitik des Deutschen Reiches 1871 bis 1945. Wirtschaft-Rüstung-Militär*, Boppard am Rhein: Harald Boldt Verlag 1987, S. 329.

(26) 武田は1931年9月以前の時期の重光について、「つまり、重光は、遂にある種の強制力の発動による権益擁護をも考慮し始めたのである。」と指摘している。武田、前掲、78ページ。

れた報告書に即してなされたものであって⁽²⁷⁾、重光の内面における変化を指摘しているとはいえ、現実におこなわれた通商関税交渉の実態とは乖離している。

2 独中通商関係の悪化

(1) 独中通商協定の批准

1928年8月の独中関税条約調印の前後、国際連盟においても、ドイツは中国国民政府に対して「好意」を示した。

ドイツが連盟に加盟したのは1926年2月であったが、その後ドイツは常任理事国となった。北京政府に対しては一貫して好意的態度を示した⁽²⁸⁾。独中関税条約調印とともに、外務省は国際連盟での説明の準備を進めていた⁽²⁹⁾。引き続き中国に対して好意的であったが、「好意」の対象は国民政府に替わったのである。列強が国民政府を承認したことを受け、1928年9月、国民政府が北京政府に代わり代表権を獲得した。

独中関税条約の調印まではすべてドイツ側の読み筋どおりであった。ところが、関税条約批准の過程で、ドイツ側の想定どおりには進まない事態が発生した。

ボルヒの本省宛て報告によれば、独中関税条約の調印に関する中国での新聞報道はきわめて好意的であり、米独と日本との対照が強調されていた⁽³⁰⁾。だが国民政府の内部では、条約に調印した外務部長王正廷への反発、とくに急進派からのそれが高まった。このため、北京のドイツ公使館では批准が難航することを懸念しており、この懸念は本省でも共有された⁽³¹⁾。それでも、9月末になると、北京のドイツ公使館では成行きを楽観視するようになっていた⁽³²⁾。

(27) 服部龍二編『満州事変と重光駐華公使報告書——外務省記録「支那ノ対外政策関係雑纂『革命外交』に寄せて』日本図書センター、2012年。「……重光報告書は国際連盟への抗弁を想定していた。」「……重光報告書は中国を非難することで自国の行為を正当化しようとしている。」「中国を一方的に排日と非難することで満州事変を正当化しようとする重光報告書の論法は独善的であり、共鳴し難いものがある。」同、服部「解題」19-20ページ。この点は武田も同様に指摘している。「この報告書は、中国の国情がいかにも混乱し、日本外交がいかにも損害を被って来たかを力説したものであり、20年代の重光外交の前提であった国民党による中国統一の可能性を全面的に否定していた。この判断は、とりもなおさず、満州事変を正当化する論理に他ならなかったのである。」武田、前掲、80ページ。報告書には対中通商関税条約交渉についての具体的な記述は見られない。この点は駐華公使マクマリー(John Van Antwerp MacMurray)の回想録John Van Antwerp MacMurray, edited by Arthur Waldron, *How the Peace Was Lost: The 1935 Memorandum: Developments Affecting American Policy in the Far East*, Stanford: Hoover Institution Press, 1992 とは対照的である。

(28) Mechthild Leutner (Hrsg.), bearbeitet von Andreas Steen, *Deutsch-chinesische Beziehungen 1911-1927. Vom Kolonialismus zur „Gleichberechtigung“. Eine Quellensammlung*, Berlin: Akademie Verlag 2006, S. 201-203.

(29) Trautmann, Aufzeichnung, 28. August 1928, PAAA R65495.

(30) Borch an AA, 4. September 1928, PAAA R65495.

(31) Fischer an AA, Telegramm, 27. September 1928, PAAA R65495; R105587; Trautmann an Gesandtschaft Shanghai, Telegramm, 27. September 1928, PAAA R65495.

(32) Fischer an AA, Telegramm, 28. September 1928; Fischer an AA, Telegramm, 29. September 1928, PAAA R65495.

だが、国民政府内部での王正廷への反発は続いた⁽³³⁾。王正廷はドイツ側に対して批准は時間の問題であると言明した。ドイツ側は王正廷を信頼していた⁽³⁴⁾。ところが、条約調印国が雪崩を打って対中関税条約に調印し、批准を進めていた12月になっても、国民政府内部の対立は収まっていなかった。王正廷はまだ事態を楽観しており、批准が近いことを知らせたドイツ側に対し、南京で同じ日に批准できるよう、議会可決の数日前にその日程を知らせよう要請していた⁽³⁵⁾。

他方、ドイツ側での批准は順調に進められていた。そのため、中国側の要請に応じて中国に歩調をあわせる余裕があった⁽³⁶⁾。ただし、この間に関税条約は通商協定に名称を変更され、協定批准のための法案（Gesetz über ein Handelsabkommen zwischen dem Deutschen Reich und der Republik China）が外務省から帝国議会に送付された。12月半ば、帝国議会はこれを速やかに可決し⁽³⁷⁾、翌年2月には協定が批准された旨が官報に掲載された⁽³⁸⁾。

この間、中国では批准はさらに難航していたが、1929年1月21日によりやく批准が成った。外相シュトレゼマン（Gustav Stresemann）は王正廷に祝辞を送った⁽³⁹⁾。

関税条約調印ではアメリカに次ぐ早さであったのが、批准は列強の後塵を拝して最後となった。この事実はその後の展開を暗示している。

注目すべきことは、この間、取決めの名称が関税条約（Zollvertrag）から通商協定（Handelsabkommen）へと変更されていることである⁽⁴⁰⁾。なぜこの名称変更がなされたのか、その経緯は史的には確認できない。後述するように、それぞれの批准作業と並行して、双方が通商条約交渉に移ったことを考えれば、おそらくは中国の主張に沿ったものであろう。中国としては関税自主権はすでに1921年に獲得しており、この点で独中関税条約は他の列強との関税条約とは性格が異なる。中国側としてはこの点を明確にしておきたかったのであろう。それは通商条約締結交渉を進める上でも好都合であったものと思われる。

(33) Fischer an AA, Telegramm, 2. Oktober 1928; Fischer an AA, 16. Oktober 1928; (Shanghai) an Botschaft Peking, 19. Oktober 1928, PAAA R65495.

(34) Fischer an AA, Telegramm, 8. Oktober 1928, PAAA R65495.

(35) Fischer an AA, Telegramm, 3. Dezember 1928, PAAA R105587.

(36) Fischer an AA, Telegramm, 27. November 1928, PAAA R65495.

(37) Stresemann an Reichstag, Entwurf eines Gesetzes über ein Handelsabkommen zwischen dem Deutschen Reich und der Republik China, 7. Dezember 1928; Präsident des Reichstags an Außenminister, 14. Dezember 1928, PAAA R65495; Trautmann an Botschaft Peking, Telegramm, 29. Dezember 1928; Reichsgesetzblatt, 1928, Teil II, Nr. 50, 29. Dezember 1928, S. 646-648, PAAA R65495.

(38) Schubert, Bekanntmachung, 21. Januar 1929; Reichsgesetzblatt, 1929, Teil II, Nr. 7, 1, Februar 1929, S. 79, PAAA R66988.

(39) Stresemann an Wang, 21. Januar 1929, PAAA R66988.

(40) 程道德・鄭月明・饒戈平編『中華民国外交史資料選編 1919-1931』北京：北京大学出版社，1985年，477-478ページは「関税条約」としている。Ratenhof, *op. cit.*, S. 351; Leutner (Hrsg.), *op. cit.*, S. 282; Bernd Martin (Hrsg.), bearbeitet von Susanne Kuß, *Deutsch-chinesische Beziehungen 1928-1937. „Gleiche“ Partner unter „ungleichen“ Bedingungen. Eine Quellensammlung*, Berlin: Akademie Verlag 2003, S. 53は名称変更の事実を指摘していない。

(2) 独中通商条約締結交渉

1928年12月、北京のドイツ公使館の目はイギリスに注がれていた。

12月20日、イギリスは国民政府との間で関税自主権の承認および最恵国待遇の相互供与を内容とする関税条約に調印した。その直前の12月18日、ドイツ公使館はイギリス公使館からの情報として、イギリス外務省が貿易省の要望に従い、最恵国待遇の対象としてイギリス国籍所有者のほかイギリス製商品を明記するよう中国側に要求していることを知った⁽⁴¹⁾。そしてこの要求は中国側が受け入れるところとなり、条約に明記された。

さらに1929年1月半ば、北京のドイツ公使館は、アメリカが前年12月の英中条約の調印を受けて、中国との間で書簡交換を意図しているとの情報を入手した。すなわち、英中条約は最恵国待遇の適用範囲につき取引される商品を含むことを明記していたが、アメリカ側はこの点に関する米中条約の規定が不明確であるとし、商品が含まれる点を確認するために書簡の交換を中国側に提案しているというのである。この情報源はさらに、オランダ、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガルがアメリカに追随する動きを見せているとも伝えていた⁽⁴²⁾。

この情報を受け、1月半ば、ドイツ公使館は本省に対し、アメリカに追随して書簡の交換をおこなうよう具申ししていた⁽⁴³⁾。ドイツ公使館は2月6日、米中間で書簡が交換され、アメリカの主張どおり、最恵国待遇が貿易商品にも適用されることを確認していた⁽⁴⁴⁾。

このような米中間の折衝を受け、2月25日、北京のドイツ公使館は中国側に交換書簡草案を提示した。4月に入って、中国側はこれを基本的に了承した⁽⁴⁵⁾。その後、細部の詰めのための交渉を経て、5月27日付けで書簡が交換された。中国側はこれを秘密とした⁽⁴⁶⁾。

このように、関税条約についての、最恵国待遇は商品についても与えられるとの交換書簡についても、ドイツはアメリカに追随した。ただしこの場合、アメリカはイギリスに追随していたのであるから、結局はイギリスに追随したことになる。イギリス、アメリカに追随したのは、史料に見えるかぎりでは、オランダ、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガルであった。ここでも雪崩現象が生じたのである。

こうしてドイツは、関税自主権の承認、したがってまた政府承認といういわば形而上学的な課題ではアメリカの「門戸開放」に追随した。その方針により、9カ国条約への参加を誘われるという——実現しなかったとはいえ——利益もあった。しかし、関税の品目と率という形而下の問題については、貿易と投資の既得権益を守るために協調を追求しながらも、必要とあれば限定的であれ単独での軍事力行使をも躊躇しないイギリスがモデルとなった。その背景には、ひとつは、戦争によって東アジアにおけるすべての権益を失ったため、アメリカの「門戸開放」に賛同したものの、

(41) Erdmannsdorf an AA, Telegramm, 18. Dezember 1928, PAAA R105377.

(42) Erdmannsdorf an AA, Telegramm, 13. Januar 1929, PAAA R66988.

(43) *Ibid.*

(44) Erdmannsdorf an AA, 8. Februar 1929, PAAA R66988. これは内容的には不正確であり、Erdmannsdorf an AA, 12. Februar 1929, PAAA R66988 における記述が正しい。

(45) Erdmannsdorf an AA, Telegramm, 11. April 1929, PAAA R66988; Erdmannsdorf an AA, 23. April 1929, PAAA R65495; Trautmann an Botschaft Peking, Telegramm, 24. April 1929, PAAA R65495.

(46) Borch an AA, Telegramm, 28. Mai 1929, PAAA R66988; Borch an AA, 8. Juni 1929, PAAA R66988.

しだいに権益を積み増してきたために、イギリスをモデルとする動機が強まったことがあろう。また、東アジアへの再進出に際して、イギリスのとくに金融、通信インフラストラクチャーに依拠していたという事情もあろう。理念におけるアメリカ追随、実務におけるイギリス追随、あるいは前者から後者への転換が、1920年代から1930年代へ向かうドイツ通商政策のあり方であった。

だが、独中関係は、これで一連の交渉の終わりとはならなかった。列強との一連の交渉で関税自主権の承認と政権の承認を勝ち取った中国は、勢いに乗って、最終目標である不平等条約改定を目指したからである。そして事実、中国は1928年末までにイギリス、フランス、オランダ、スウェーデン、ポルトガルの各国と関税・通商条約交渉を開始していた。中国の攻勢はドイツに対しても向けられた。関税条約の調印から1カ月も経たない1928年9月半ば、ボルヒは中国側の次の出方を予測していた⁽⁴⁷⁾。早くも10月20日、ボルヒの予測したとおり、外交部は北京のドイツ公使館に22カ条から成る独中通商条約草案を渡した⁽⁴⁸⁾。この時点で関税条約の批准はまだ終わっていない。

ドイツ公使館はただちにこの中国側草案を検討した。その結果、中国側が1921年5月の「合意」および1928年8月の関税条約で過大な譲歩をしたためになお不平等性が残っていると解釈し、それを改定するとの意図を持っていると結論づけた。また、中国側が最恵国待遇原則の継承を回避しようとしており、そのために相互性条項(Reziprozitätsklausel)を草案の第18条に盛り込んでいとも解釈した。相互性条項は北京関税特別会議第2委員会における中国の宣言のなかに出てくるものである。上海総領事館のフィッシャー(Martin Fischer)も中国側草案を検討し、内容的に問題がある上に、形式上も少なからず瑕疵があると厳しい評価を下した。そしてこれを王正廷の戦術的考慮の結果と見なした。フィッシャーは、当面の対応としてはさらに検討しつつ友好的態度を維持することを提案した⁽⁴⁹⁾。

北京公使館および上海領事館はいまは交渉の時期ではないとして待機する方針をとることにした。中国案はベルリンの本省でも検討された。その結果、1929年3月、本省はボルヒに対して中国側と接触し、草案に対する回答をおこなうよう指示した⁽⁵⁰⁾。

1929年6月、上海においてボルヒと王正廷の間で第1回の交渉がなされた。1928年8月条約のときと同じ交渉当事者である。ボルヒが中国側草案に対する回答をおこなった。これに対して王正廷は、草案18条は最恵国待遇を制限する性質のものではないとして、相互性条項について再検討することを約束した⁽⁵¹⁾。

ドイツ外務省は待機方針を堅持するとしながらも、1929年夏、接触を継続した⁽⁵²⁾。ボルヒの観測によれば、この頃の中国にとっては対英および対日交渉が最重要の関心事であった⁽⁵³⁾。

(47) Borch an AA, 12. September 1928, PAAA R65495.

(48) Fischer an AA, Telegramm, 20. Oktober 1928, PAAA R65495.

(49) Fischer an AA, 26. Oktober 1928, PAAA R65495.

(50) Fischer an AA, 30. November 1928; Protokoll, 9. März 1929; Trautmann an Deutsche Gesandtschaft Peking, 10. März 1929, PAAA R66988.

(51) Borch an AA, Telegramm, 7. Juni 1929, PAAA R66988.

(52) Trautmann an Deutsche Gesandtschaft Peking, 12. Juni 1929; Borch an AA, Telegramm, 26. September 1929, PAAA R66988.

(53) Borch an AA, 4. Juli 1929, PAAA R9208/2473.

その後、1930年3月までの間に中国はベルギー、イタリア、ポルトガル、デンマーク、チェコスロヴァキア、ポーランドと通商条約を締結した。その間、ドイツはイギリスからその条約案を内密に受け取っていた⁽⁵⁴⁾。ドイツは他方では断続的に中国と接触していた。中国がイギリス、チェコスロヴァキアと交渉したときは接触が中断された。ドイツ側は参考資料を中国側に手交するなどの余裕を示していた⁽⁵⁵⁾。

1930年4月、中国側はドイツ公使館に対して、近々改訂草案を渡す予定であると告げ、その後実際にも改訂版を送付していた⁽⁵⁶⁾。ただし、ボルヒの観察によれば、中国側は交渉再開を急がない態度であった⁽⁵⁷⁾。その後の経緯は史料で確認できない。管見のかぎりでは、独中通商条約は結局締結されないままに終わった。

(3) 「反独キャンペーン」と1928年独中通商協定の抹消

1929年1月10日、国民政府は通信社を通じて関税条約締結の成果を英文で公表した。そこには、条約調印国が調印の時期の順に列記されており、ドイツはアメリカの次に明記されていた⁽⁵⁸⁾。

ところが、おそらく同年3月末に刊行された国民政府の冊子『新訂中外条約』ではドイツの扱いが異なっていた。すなわち、第1部 関税条約 (Tariff Treaties) にはベルギー、イタリア、デンマーク、ポルトガル、スペインが、第2部 暫定友好通商条約 (Preliminary Treaties of Amity and Commerce) ではアメリカ、ノルウェー、オランダ、スウェーデン、イギリス、フランスの6カ国が挙げられているが、ドイツは無題の第3部に1国のみ挙げられるという扱いになっていたのである。日本は当然ながら挙げられていない⁽⁵⁹⁾。

このような扱いに対して、ドイツ外務省は抗議した。ただしなぜか、それは冊子刊行から1年近く経った1930年1月になってからのことである⁽⁶⁰⁾。

ドイツの抗議は中国側の受け入れるところとはならなかった。その後1930年12月下旬、王正廷はひとつの論考を発表し、自らの外交成果を誇示したが、そこでのドイツの扱いは次のようなさらに冷淡なものになっていた。すなわち、「1928年7月から12月までの間に11カ国、すなわちアメリカ合衆国、ノルウェー、ベルギー、イタリア、デンマーク、ポルトガル、オランダ、イギリス、フランス、スウェーデン、スペインが中国との間で中国の関税自主権に関する条約を締結した⁽⁶¹⁾」。関税条約に関するこの記述には、1928年8月に関税条約を締結したドイツは挙げられてい

(54) Borch an AA, 18. März 1930, PAAA R64426.

(55) Borch an AA, 13. März 1930, PAAA R64426.

(56) Kühlborn (Peking) an AA, Telegramm, 13. April 1930, PAAA R64426.

(57) Borch an AA, 5. Mai 1930, PAAA R64426; R105866.

(58) China's treaty situation and economic rehabilitation discussed by Minister C. T. Wang, Kuo Min News Agency, January 10, 1929, PAAA R9208/2473.

(59) 外交部情報司編印『新訂中外条約』(Intelligence and Publicity Department, Ministry of Foreign Affairs (ed.), Sino-Foreign Treaties 1928), PAAA R9208/2473. 刊行年は明記されていない。ただし、外交部次長唐悦良 (Y. L. Tong) による序 (Preface) は1929年3月20日付けである。

(60) (Nanking) an Peking, 31. Januar 1930, PAAA R9208/2474.

(61) China's foreign relations in 1930 reviewed by Dr. C. T. Wang, Kuo Min News Agency, December 22, 1930, PAAA R9208/2473.

ないのである。たしかに独中関税条約は批准までの過程で通商協定と改称されたという事実はあるのではあるが⁽⁶²⁾。

この王正廷の論考については、ボルヒが本省に報告している。しかし、彼はドイツが挙げられていないという事実は指摘していない⁽⁶³⁾。ドイツが王正廷に抗議したことを示す史料は見当たらない。ちなみに、『戦争関係条約集』に示された当時の日本側の認識は、1928年8月、独中「貿易協定」が調印され、1929年1月1日に発効したというものであった⁽⁶⁴⁾。

その後の文献資料でも、1928年独中関税条約はしばしば消えている⁽⁶⁵⁾。

さて、どうしてこのような事態になったのか。ドイツの1921年以後の「好意」、そして1928年の9カ国条約調印国の対中条約締結を促した貢献にもかかわらず、なぜ1928年条約（後には協定）は消されてしまったのか。この間、独中間に、あるいは中国内で王正廷の周辺に何があったのか。この疑問に答える鍵のひとつは、独中間の通商条約締結交渉が停滞していた1930年春、中国では新聞の反独キャンペーンが盛んであったという事実である。

1930年3月初頭、ボルヒからの報告は中国の新聞における「反独騒ぎ」（Anti-deutsche Hetze）を伝えていた。一方では閻錫山など北方の諸政権が、他方では汪精衛など国民党内部の急進派が、蒋介石がドイツから支援を受け、また軍事援助を得ているとして非難しているというのである。具体的には、軍事顧問団の受入れ、ドイツ製武器の輸入（密輸入を含む）、さらにドイツ製毒ガスの輸入、使用が挙げられていた。国民党内外の反蒋介石勢力はこの点を世論に訴えており、矛先はさらに蒋介石を支援するとされるドイツにも向けられているというのである⁽⁶⁶⁾。事態は新聞によるキャンペーンにとどまらず、3月末にはベルリンの中国公使館がドイツ外務省に抗議し、南京政府

(62) 王正廷は通商関税条約交渉を含む外交活動に関して、服部龍二編『王正廷回顧録 Looking Back and Looking Forward』中央大学出版部、2008年、Chapter 16など、いくつかの回顧録を残している。だが、この時の対独交渉についての具体的な言及は見当たらない。完顔招元『王正廷の外交生涯』北京：團結出版社、2008年、148ページには、1928年8月17日、中独関税条約の調印、20日、同条約、ベルリンおよび南京での同時公布という事実を記すのみである。

(63) Borch an AA, 5. Januar 1931, Anlage, PAAA R9208/2473. なお、1936年、Deutsch-Chinesische Nachrichten, Tientsin, 1. März 1936, PAAA R9208/2473 では、独中通商条約の改定の動きについて簡単に報じているが、この通商条約は1928年の通商協定と誤って理解されている。

(64) 外務省条約局編『第二次世界戦争関係条約集』日本外政協会、1943年、814-816ページ。

(65) 最も信頼しうる研究文献における次の記述はその一例である。「しかしこの1928年11月から12月にかけて中国と各国との間で、中米関税条約の規定とほぼ同じ内容の条項を含む条約が次々に調印されていった。ノルウェー（11月12日）、オランダ（12月19日）、スウェーデン（12月20日）、フランス（12月22日）、ベルギー（11月22日）、イタリア（11月27日）、デンマーク（12月12日）、ポルトガル（12月19日）、スペイン（12月27日）。そして……イギリスもまた……。」久保、前掲、30ページ。

(66) Borch an AA, 3. März 1930, PAAA R105866. その後もキャンペーンは続いたようである。1931年に入ると、広州に現地組織を置く商社ジームセン（Siemssen & Co.）に対するキャンペーンが発生した。同社は広東政府とユンカー社製航空機3機を納入する契約を結んだ。だが、南京政府が介入してハンブルクからの輸送に当たったリックマー海運（Rickmers Reederei）の船舶を拿捕した。広東政府はジームセンの責任者エッケルト（Walter Eckert）を告訴し、広州で裁判にかけたのである。Walter Eckert, *Die HAPRO in China. Ein Bericht über Entstehung und Entwicklung des deutsch-chinesischen Austauschvertrages 1930-1937*, Graz: Josef Schmuck 1981, S. 5-9; Martin (Hrsg.), *op. cit.*, S. 179-180.

と対立する諸地方政権へのドイツの武器輸出を非難するに至った⁽⁶⁷⁾。

このような反独キャンペーンを考慮して、王正廷はドイツとの関税条約（後に協定）を消した方がよいと判断したのかもしれない。さらに、すでに1921年条約があり、1928年条約は政府承認という意義しか持っていないから差し支えないと考えたのかもしれない。国民政府自身がドイツに抗議するに至ったのであるから、なおさらのことである。この点は1928年条約が「消された」ことの一部を説明しているであろう。

4月上旬、ドイツ外務省でこの件を議題とする会議が開かれ、一方では南京政府への軍事顧問団の派遣、武器輸出、他方では地方政権への武器輸出、それらが相まって反独キャンペーンを引き起こしているという情勢分析では一致した。しかしこの事態にどう対応するかをめぐっては意見が割れた⁽⁶⁸⁾。

ドイツからの対中武器輸出は、長らくドイツ外務省にとっての頭痛の種であった。

一方で、ドイツの軍需産業は、ヴェルサイユ条約によってその活動に制約を受けていた。同条約によって陸海軍の規模が厳しく制限されるとともに、軍需生産の規模および軍事技術の適用も、とくに航空機および潜水艦を中心に厳しく制限された。あらゆる種類の武器の輸出入も禁じられた。このため、軍需生産に携わってきたドイツの企業は、工業閉鎖と解雇を避けて生き延びるための方策のひとつとして、生産拠点を国外へ移転してカムフラージュし、製品輸出およびライセンスングに意欲を示した。他方で、内戦の続く中国は武器弾薬の輸出にとって格好の市場となった。また中国側のドイツ技術への関心も高かった。中国の武器輸入の過半がドイツからであったとされる。北伐の完成と全国統一の後、中国はドイツ製武器の市場であり続けた。1930年5月には中原大戦が勃発したし、共産党勢力との対立が深まり、また日本との軍事的緊張が増したからである。

ドイツ自身、ヴェルサイユ条約におけるドイツの武器輸出入を禁止した規定に基づき、1920年12月、武器の輸出入を禁止する法律を制定し、その後の同法改正を経て、1927年7月には新たな武器輸出入禁止法を制定した。中国市場に関しては、1919年5月に北京外交団12カ国が結んだ対中武器輸出協定にドイツが加わることはなかったが、1928年3月になって対中武器輸出法を制定し、事実上北京外交団の協定に加わるようになった。ただしこれは1年の期限付きの法律であったが、それが失効する前、1929年4月に北京外交団の対中武器輸出協定自体が廃止された。これらの禁止措置はいずれも各種の抜け穴があり、実際にも密輸が盛んにおこなわれていた⁽⁶⁹⁾。

1929年4月以前も、ドイツ外務省はドイツの対中武器輸出に頭を悩ませていた。それは不介入中立という対東アジア外交方針を揺るがすものだったからである。いっさいの禁止規定がなくなった1929年4月以降、この問題はさらに扱いにくいものとなった。しかも、中国には1928年以降、

(67) Schoen, Aufzeichnung, 27. März 1930, PAAA R105866.

(68) Michelsen an Ministerium des Innern usw., 9. April 1930, Anlage: Niederschrift über Sitzung im AA am 8. April 1930, PAAA R105866.

(69) Schubert an Solf, Telegramm, 14. April 1929, Akten zur deutschen auswärtigen Politik 1918-1945, B, XI, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht 1978, S. 398-399. 対中武器輸出について概観したものとして、Ratenhof, *op. cit.*, S. 299-324; Leutner (Hrsg.), *op. cit.*, S. 339-343; Martin (Hrsg.), *op. cit.*, S. 175-177; 陳存恭『列強対中国的軍火禁輸 民国八年～十八年』台北：中央研究院近代史研究所，2000年，67-68，163-164ページ，参照。

ドイツから軍事顧問団が非公式に派遣されており、彼らを介した武器輸出、軍需貿易が進められていた。外務省はその外交的な影響を懸念していたが、その懸念は中国の新聞による反独キャンペーンによって裏付けられたのである。

こうして、ドイツ外務省はアメリカに追随して中国の関税自主権を早期に承認し、また国民政府を承認したが、その外交成果が対中武器輸出をめぐる中国での反発から文字どおり消されてしまうという事態に直面したのである。

ドイツの経済団体が外務省の承認の下、中国に調査団を派遣したのは、ちょうど「反独キャンペーン」が起きたときであった。中国市場への期待を高めつつあったドイツ産業連盟（Reichsverband der Deutschen Industrie. RDI）を中心とする経済団体は、中国調査団（China-Studienkommission）を組織し、それを1930年3月から7月にかけて派遣したのである。

調査団派遣の発端は、武漢国民政府の孫科（後に国民政府初代鉄道部長）がドイツ滞在中の1928年6月におこなった要請である⁽⁷⁰⁾。この要請に対して産業連盟はすぐさま反応した。会合を開いて協議し、正式の招待がありしだい派遣を決定するとしたのである⁽⁷¹⁾。その後、1928年12月になって中国側からの正式の招待が届いた⁽⁷²⁾。そこで産業連盟は準備を開始した⁽⁷³⁾。

北京のボルヒは派遣に消極的な見解を本省に送付した。その根拠は、第1に、孫は復興相（無任所相）であるものの国民党内での立場は必ずしも強くないこと、第2に、彼の構想の実現可能性は低く、また同種の構想は南京では盛んに発表されているし、協力の相手とされるのはドイツばかりではないことであった⁽⁷⁴⁾。外務省は南京政府承認の方針を決定していたものの、ボルヒの報告を受け、調査団の派遣には消極的であった。

その後、1928年8月、独中関税条約が調印されて南京国民政府の事実上の承認が果たされ、また10月には孫科が国民政府の初代鉄道部長に就任すると、外務省も態度を軟化させたものと思われる。1929年2月までには、外務省は派遣に同意した。クレジット供与については輸出信用保証（Exportkreditversicherung）という通常の方式を想定し、またあくまでも民間団体が主体となつての派遣という形式をとりつつ外務省も関与するという方針をとった⁽⁷⁵⁾。外務省の関心は派遣の時期に移った。当初は同年4月半ばが最善であるとされたが、その後晩夏とする案が出された⁽⁷⁶⁾。

派遣はさらに遅延した。その一因は産業連盟と東アジア協会（Ostasiatischer Verein e. V.）の対立である。東アジア協会は当初から派遣計画に難色を示しており、団員の構成などについて異論を

(70) Sun Fo, Memorandum on German-Chinese Cooperation in the industrial Development in China, June 8, 1928, PAAA R94972.

(71) Niederschrift über Besprechung im Reichsverband der Deutschen Industrie am 12. Juli 1928, o. D., PAAA R94972; Martin (Hrsg.), *op. cit.*, S. 69-72.

(72) Erdmannsdorff an AA, 22. Januar 1929, PAAA R94972.

(73) Altenburg, Aufzeichnung, 12. Januar 1929, PAAA R94972.

(74) Borch an AA, 23. Juli 1928, PAAA R94972.

(75) Altenburg, Notiz, 28. Februar 1929, PAAA R94972.

(76) Trautmann an Borch, 20. Februar 1929; Erdmannsdorff an AA, Telegramm, 9. Februar 1929; Trautmann an Duisberg, Telegramm, 4. März 1929, PAAA R94972.

唱えた⁽⁷⁷⁾。会合や文書のやりとりが繰り返されたが、結局は産業連盟が押し切る形となった。外務省の極東担当のトラウトマン (Oskar Trautmann) は産業連盟の首脳に対し、派遣するのは「(純粹の) 工業代表团」((reine) Industrie-Kommission) であると確約していた⁽⁷⁸⁾。遅延を招いたいまひとつの要因は在華外交団の懸念であった。現地のボルヒたちは軍事顧問団の派遣に加えて経済団体が調査団を派遣するとなると、両者が競合することとなるとして、あくまで消極的であった⁽⁷⁹⁾。それでも1929年10月には、翌1930年3月15日の出発が確定した⁽⁸⁰⁾。

調査団は予定どおりに出発したが、それは「反独キャンペーン」の勃発と重なり、しかもその滞在中の5月に中原大戦が勃発した。それにもかかわらず、調査団は地方政権を含む多くの組織と精神的に接触した。方針を変えて最終的には調査団の派遣を承認した外務省は、調査団に対して、通商条約交渉の停滞から「反独キャンペーン」、そして王正廷によるドイツ無視にまで発展した局面を打開することを期待したであろう。その後、ただちに調査団の成果が現れることはなかったものの、さまざまなプロジェクトが立ち上げられる契機とはなった。

ちなみに、この調査団派遣の直後、1930年7月末、イギリス商務省は日本および中国にイギリス極東経済使節団 (British Economic Mission to the Far East) を派遣する計画を公表した。そして10月末から11月までの1カ月、日本を、11月末から2月末までの3カ月、中国を訪問した。日本訪問は外交的な配慮からの儀礼的なものであり、重点はあくまでも中国であった⁽⁸¹⁾。イギリスに先行し、しかも中国に限ったところに、産業連盟をはじめとするドイツ経済団体の中国市場への期待が現れているといつてよい。

なお、調査団派遣を契機に、1931年1月、恒常的な組織として中国調査会 (China-Studiengesellschaft für deutsch-chinesische wirtschaftliche Zusammenarbeit) が設立された。イギリスでの中国委員会設立から遅れること5年である⁽⁸²⁾。ともあれこれにより、ドイツ企業と経済団体は、中国への進出の具体化のための方法を組織的に検討するようになる。

ただし、この時期のドイツ通商政策はなお修正されたヴェルサイユ体制の枠内にあり、外務省が承認した中国調査団も体制を打破する性格のものではなかった。むしろ、新四国借款団のメンバーではないなどの自由な立場を利用した動きであったと見てよい。

賠償履行政策が困難に直面するなか、ドイツ通商政策がなおヴェルサイユ体制の枠内にあったこ

(77) Mohr, Der Wieder = Aufbau Chinas, 25. Februar 1929, PAAA R94972.

(78) Trautmann an Duisberg, Telegramm, 4. März 1929, *op. cit.*; Borch an AA, 25. Juni 1929, PAAA R94972.

(79) Martin (Hrsg.), *op. cit.*, S. 55.

(80) Trautmann an Peking, Telegramm, 20. Oktober 1929, PAAA R94972.

(81) 秋田茂『イギリス帝国とアジア国際秩序——ヘゲモニー国家から帝國的な構造的権力へ』名古屋大学出版会、2003年、196ページ。

(82) イギリスでは1926年初め、中国貿易の利害関係者が集まって中国委員会が設立された。河合秀和「北伐へのイギリスの対応——『クリスマス・メッセージ』を中心として」細谷千博・斎藤真編『ワシントン体制と日米関係』東京大学出版会、1978年、167ページ。

とは、国際連盟における中国問題への対応にも現れている。連盟の対中国支援は、当初は公衆衛生などの技術支援が中心であったが、1931年半ば以降は経済的支援にも乗り出している⁽⁸³⁾。ドイツは顧問を派遣するなど、連盟の方針に忠実であった⁽⁸⁴⁾。

おわりに

1928年7月の米中関税条約調印の報に接したドイツ外務省は、ただちにアメリカに追随し、翌8月に独中関税条約の調印を果たす。これを契機に9カ国条約調印国は先を争って対中関税条約の調印に向かった。このようなヴェルサイユ=ワシントン体制の通商関係面での旋回のなか、日本の遅れと孤立が鮮明になっていった。この点はドイツ外務省の観察、また日独間の外交的接触を跡づけることによりあらためて確認された。

しかも、1928年夏に開始された流れのなかで、中国は列強に通商条約の締結を迫るようになる。この中国の通商政策上の攻勢のなかで、ドイツは比較的消極的な姿勢をとり続けた。この間に、ドイツの対中武器輸出や軍事顧問団派遣に対する中国での非難が高まり、中国の1928年通商協定に対する評価が低下した。そして最後は外交部長王正廷がこれを意図的に記録から消しさるようになった。ドイツ工業連盟が中国調査団を派遣したのは、このように独中通商関係が悪化していた最中のことであった。

（くどう・あきら 東京大学名誉教授）

(83) Susanne Kuß, *Der Völkerbund und China: Technische Kooperation und deutsche Berater 1928-34*, Münster: LIT Verlag 2005, S. 73-90, 125-138, 148-162. さらに、後藤春美「国際連盟の対中技術協力とイギリス 1928～1935——ライヒマン衛生部長の活動と資金問題を中心に」服部龍二・土田哲夫・後藤春美編『戦間期の東アジア国際政治』中央大学出版部、2007年、参照。

(84) Kuß, *op. cit.*, Kapitel IV.